基賃時発第 0724001 号 平成 15 年 7 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃 金 時 間 課 長 (契 印 省 略)

中央最低賃金審議会の審議経過について

本日開催された第 11 回中央最低賃金審議会において、同審議会から厚生労働大臣に対 し、平成 15 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がなされたところです。

今般の答申の内容及び取りまとめに至った経緯等については、別添1のとおりですので 留意されるとともに、各地方最低賃金審議会公益委員に対し本件内容を速やかに伝達し、 必要な補足説明や、関連する情報の提供等を行うよう格別の御配意をお願い致します。

中央最低賃金審議会の審議経過について

平成15年度地域別最低賃金額改定の目安については、平成15年7月24日の第11回中央最低賃金審議会において全会一致で厚生労働大臣あて答申が行われたところである。答申の内容については別添2のとおりとなっているが、その決定に至るまでの経過を、下記のとおり取りまとめたので、本年度における地域別最低賃金の改定審議の参考とされたい。

記

1 審議の状況

- (1) 平成 15 年 5 月 14 日の第 10 回中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣から平成 15 年度の地域別最低賃金額改定の目安についての諮問が行われ、例年どおり目安に関する小委員会(以下「目安小委員会」という。)に付託し、審議が行われることとなった。目安小委員会はその後 3 回にわたり開催された。
- (2) 6月24日の第1回目安小委員会においては、事務局から各種関係資料の説明が行われ、若干の質疑が行われた後、労使各委員から次の意見が述べられた。

イ労働者側

- (イ) 毎月勤労統計調査の結果において、所定内賃金、所定内労働時間ともに減少しているが、パートタイム労働者を含む数字であり、パートタイム労働者の割合等構成変化の影響もあるのではないか。
- (中) 監督実施事業場数が減ってきているが、その背景はなにか。
- (ハ) 85 年頃は5%あった影響率は現在2%を切っている。全国を画一的には見られないかもしれないが、水準としては下がっている。

ロ 使用者側

(4) 日銀短観において、経常利益増減や経常利益率について、平成14年、15年と

もに計画の数字になっているが、計画と実績では全然異なることがある。

- (p) 影響率について、経年経過で傾向は見えると思うが、都道府県ごとの人口の多 寡等により影響は異なってくる。見方は非常に難しい。
- (ハ) 平成5年から平成14年で賃金水準が31.9%から33.4%に変わっているが、最低 賃金が上昇しているということか。

また、委員長から、7月9日の第2回目安小委員会の場において、本年度の目安についての労使双方の基本的考え方を表明していただきたいこと、また、第2回目安小委員会に提出される予定の賃金改定状況調査につき、事務局から労使各側に説明を行っておいていただきたいこと、につき要請が行われ、労使とも了承した。

(3) 7月9日の第2回目安小委員会では、平成15年賃金改定状況調査結果について事務局から説明がなされた後、労使各側から本年度の目安審議に臨むに当たっての基本的な考え方が次のように表明された。

イ 労働者側

現下の経済情勢についてマクロ的には企業業績を含め改善の兆しもあるものの、中小・零細企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、雇用の不安定化と所得減が進んでいる。こうした環境の中で、景気・雇用対策の強化はもちろん、賃金構造に直接影響を及ぼす最低賃金制度の役割が重要である。

現在の地域別最低賃金の額については、法定労働時間の上限まで労働したとして も全国加重平均で月額 115,500 円程度の水準でしかなく、女性パートタイム賃金の 平均時給 891 円や高卒女性初任給の平均額 148,700 円、さらには連合で試算した単 身労働者の必要最低生活費を賄うに必要な月例収入 148,000 円と比較しても、最低 賃金の水準が著しく低位にある。

また、賃金改定状況調査結果の第4表には、労働者構成の変化によって平均賃金が低下することが含まれており、第2表に示されている事業所の平均賃金改定率も考慮すべきである。日本の法定最低賃金の影響率が先進諸外国と比較して極端に低く、最低賃金水準の改善が必要である。

さらに、国民家計所得や勤労者可処分所得が引き続き減少していることが、個人 消費の冷え込みの大きな要因となっており、デフレ克服に向けても、低賃金層の生 活の下支えと底上げに向けた最低賃金の引上げが必要である。

最低賃金の水準を改善することは、消費マインドを刺激し、日本経済を本格的な 回復基調にのせる一助となり、加えて、賃金低下に歯止めをかけ、勤労者の生活の 底割れを防ぐという最低賃金のセーフティネットとしての機能を果たすことにな る。そのため、今年度の目安については、社会的に影響力のある水準への「目に見 える」改善に繋がる決定をするべきである。

ロ使用者側

現下の経済状況は昨年より悪化しており、足下の不安定さが増している認識である。名目GDPは平成13年以降マイナスであり、企業の倒産件数も高い水準にある。雇用面では、完全失業率が5%半ばで高止まりし、有効求人倍率も厳しい状況である。消費者物価も平成11年以降マイナスで、賃金が上がっていなくても実質賃金は高くなっている状況である。

また、企業の景況判断は、特に中小企業について、厳しい状況が続いており、日銀短観においても、中小企業は先行き不安で不透明な状況であるとともに、中小企業はグローバル化やデフレ傾向の中、長期にわたる熾烈な競争で疲弊しきっており、国内産業の空洞化も深刻化している。このような状況が好転する見通しはなく、構造改革や不良債権処理が進展すると短期的には更に悪化する可能性があり、極めて厳しい状況にある。

さらに、賃金決定状況について、中小企業の賃上げ状況は日本経団連の中間集計において、史上最低であった昨年の結果とほぼ横ばいで推移しており、初任給の調査においても大手企業については2年連続凍結であり、また、賃金一般の動向として、昨年の人事院勧告において引下げ勧告が出されていることなどを重く受け止める必要がある。

加えて、これまで目安審議で最も重要な指標として使われてきた賃金改定状況調査結果は、今年、第1表において凍結事業所割合が60%近くとなり、製造業では70%近くになるとともに、引き下げ事業所割合が増加している。また、第4表の賃金上昇率がマイナスとなっており、従来から目安を第4表のみで決めるべきものではないと主張し続けてきたところではあるものの、この数字をかなり重く受け止めるべきである。

以上のことを総合的に判断し、企業の存続と雇用の維持を最重要課題として、今年の目安については、据置きに留まらず引下げの目安を示すべき時期に来ている。

このあと、労使各委員から述べられた意見は次のとおりである。

イ 労働者側

- (4) 労働者構成が同じなら第4表で比較的正しく個人の賃金改定の状況がわかるのだが、構成が変わった場合、賃金水準の低いパートタイム労働者の賃金が算入されることにより平均賃金が減少する。例えば毎月勤労統計調査を用いて試算したところパート比率が0.7%引き上がることにより、時間給が7円減少した。賃金改定状況調査では1%変化しており、かなり影響を与えているのではないか。
- (p) 第4表についての議論は、労働者の構成変化等についてどう分析していくかに ついて主張したもので、秋以降に議論したい。実態賃金と最低賃金の乖離につい ては最低賃金を実態賃金に近づけるべき。
- (ハ) 埼玉在住の一人暮らしで借家住まいの人からの手紙を紹介すると、生活費が月

14万円ほどかかるのだが、時給850円で2つの事業所をそれぞれ週3日、週5日働いて15万3千円、住居費も7万円かかりようやく生活できている。最低賃金の水準で非常に苦しい暮らしをしている人が多いということを認識すべきである。

(二) マクロ的には賃金は下がっているが、個人で見れば、特に低賃金層において上がっているところもある。平均が下がったからといって最低賃金も下げなければいけないと言う議論はおかしい。

ロ使用者側

- (イ) 第4表は、パート比率以外にも正規労働者内の年齢構成などの変化も受け、それらも含めた賃金の実態を見ており、今までの目安の議論において重要な指標として扱ってきたことを認識すべきである。
- (p) 実態賃金と最低賃金の差がありすぎるのが問題。実態賃金、すなわち人件費を 下げて国際競争力を付けていかないといけない。
- (ハ) 国内の景気は回復のきざしもなく、中小企業は先行きに不安を感じている。大企業のリストラのしわ寄せで、受注減少、コストダウン要請など非常にきびしい状況。中小企業を対象に、全国中小企業団体中央会が調査を行った結果によると、賃金を引き上げたところが約2割で、賃金引下げを実施したところが約1割となっている。引下げの議論をしていただきたい。
- (二)様々な指標をみても非常に厳しい状況で、その厳しさが数年続いていて中小企業は疲弊しており、最低賃金の目安の議論の中で、引き上げる理由となる指標はなく、引下げの議論が必要である。
- (4) 7月 17 日の第3回目安小委員会では、冒頭の全体会議において委員長から先の第 2回目安小委員会で主張された労使各側の基本的考え方について、強調すべき点、追加して主張すべき点があれば発言してほしいと労使双方に対し投げかけたところ、まず使用者側から、基本的には第2回目安小委員会における主張と変わらないとしつつ、以下の主張がなされた。
 - イ 賃金改定状況調査の結果を見ると、凍結事業所割合、引下げ実施事業所割合が昨年より上がっており、引上げ事業所は減っている。昨年の公益委員見解は「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さない」ということであったが、昨年より状況が悪く、引き上げる状況でないことは明らかである。また、影響率の 1.9% という数字をもって最低賃金を引き上げる理由にはならない。
 - ロ 中小企業の体力は限界で、数字は横ばいでも昨年より厳しいというのが生の声である。目の前の厳しい現実をどう乗り切るか、企業の存続と雇用の維持で精一杯の努力をしている。企業の支払能力という点を重視していただきたい。
 - ハ 全国の中小企業は国際競争の中、存続をかけて闘っており、今は労使ともに我慢

の時である。人件費は経費の中で大きく、各企業はリストラでしのいできた。退職 金をどう払うか考え、社員を増やさずにパートやアルバイトでしのいできたが、こ の負担も大きくなるとパートも減らさないといけなくなる。

ニ 目安審議において重視されてきた賃金改定状況調査の第4表の結果は今年マイナスであった。賃金は下がっているし、春闘後に定昇の見直しの提案をするという動きもある状況で、最低賃金を上げるという雰囲気はなく、むしろ下げる雰囲気というのが国民的コンセンサスではないのか。

これに対し、労働者側から基本的には第2回目安小委員会における主張と変わらないとしつつ、以下の主張がなされた。

- イ 最低賃金の果たす役割が高まっている。最低賃金は底辺をなすものであり、底辺を下げる、底割れさせるべきではない。賃金の変化率の動向についてのみ着目するのではなく、適正な最低賃金の水準はどうあるべきなのかという議論を始めるべきである。パート労働者の賃金、生計費、社会的影響度をみると最低賃金の改善が必要であると考える。
- ロ 前回、使側から引下げの主張があったが、一般賃金の話と、最低賃金の機能、役割の論議は分けるべきである。最低賃金にはセーフティネットとしての役割があり、公労使とも、それを認識するべきである。労側としてはどんなに苦しくても底上げしたいというメッセージを発してきた。最低賃金引下げの議論を行うのは一考願いたい。
- ハ 中小企業の厳しさは理解しているつもりだが、中小企業においても過当競争を避けるという努力がいるのではないか。価格政策が大事なのはわかるが、最低賃金を下げることは逆に過当競争を招くことになるのではないか。平成12年の全員協議会報告は、賃金改定状況調査の第4表を重視すると言っているが、総合的に勘案して決めるとなっている。所定外賃金が改善するなどしており、昨年が「現行水準の維持を基本」であったのだから、今年は引き上げるべきと考える。
- ニ 使側から、企業の存続と雇用維持への影響の話がでているが、倒産に人件費要因は全くないとは言わないが、本業が振るわず倒産に至るわけであり、最低賃金の引き下げが企業の存続に必ずしも繋がるわけではない。

労使双方がそれぞれの主張を行った後、公労、公使会議を行うこととなり、本年度 はまず公労会議から開始された。

第1回公労会議において、労働者側は以下のように主張した。

イ 労働力構成の話は今年になって始めたものでなく、以前から男女比の話を中心に 主張していた。

- ロ 労側は今までも賃金改定状況調査の第4表どおりにするように主張してきたわけではない。第4表の数値を使い公益委員見解が作られてきた経緯があるので、算定方法についてもっと議論すべきであると主張している。
- ハ 電機において、2年連続ベア 0、初任給も据置きであるが企業内最低賃金は引き 上げている。
- 二 賃金が上がっているときには、水準の引上げがコストに反映するから良かったが、 今のような状況になると、構成比の組替えによるコスト減少だけが現れてしまう。 類似労働者の賃金をどこではかるかということになる。
- ホ 最低賃金は文字通り必要最低限の賃金。現実にはパートタイムやフリーターをせ ざるを得ない人が増えており、そういう人々がきちんと生活していける水準を考え なければいけない。

引き続き開催された第1回公使会議において、使用者側は以下のように主張した。 イ これまで第4表を基軸として公益委員見解が示されてきた。今年も過去の例にな らい第4表によってマイナスの目安とすべきである。

- ロ 使側の主張が厳しすぎるのではと言われるが、地方は経済情勢が厳しいところが 多く「甘い」と言われている。
- ハ 中小企業の状況は非常に厳しく、老舗といわれるところでさえも業績悪化している。企業の支払能力を重視し目安を引き下げるべきである。
- ニ 昨年の公益委員見解について、労使で解釈が異なり、地方で議論となり混乱した。 目安ははっきり示すべきである。
- ホ 大企業は社会的影響を考えて初任給を下げていないが、中小企業では下げている。 今は世の中のもの全て下がっているのに、何故、最低賃金だけ下がらないのか。

その後、数次にわたり公労、公使会議が重ねられ、調整が行われたが、労働者側からは、使用者側の最低賃金引下げの主張に対して、底辺労働者の労働条件を切り下げるというのは簡単な話ではないとの意見が示され、一方、使用者側からは、改めて、目安は数字ではっきりと示すべきであるとの意見が示され、両者は平行線になり、調整は難航を極めた。

公益委員としてはさらに調整を進めたが、労使の妥協点をみいだすことは困難な状況であると判断し、最終的には労使の合意を得た上で、公益委員見解を示すこととした。

2 公益委員見解及び答申

(1) 公益委員見解は、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定する

というこれまでの考え方及び平成12年3月24日の「目安制度のあり方に関する全員協議会中間報告」の考え方を基本としつつ、審議の過程で出された極めて厳しい小規模企業の経営実態に配慮すべきとの使用者側の意見と、そこに働く労働者の労働条件の改善の必要性を考えるべきとの労働者側の意見を踏まえ、諸般の状況を総合的に勘案し、地方最低賃金審議会に対し目安を明確に示すべきであるとの考えに立って、「平成15年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、各ランクとも0円とする」とされたところである。

- (2) 公益委員見解を目安として決定することについては、小委員会の意見の一致をみるには至らなかったが、各地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、同見解を各地方最低賃金審議会に示すよう中央最低賃金審議会総会に報告することについては意見の一致をみて、中央最低賃金審議会目安小委員会報告が了承された。
- (3) これを受け、7月24日の第11回中央最低賃金審議会において、目安小委員会委員 長から上記小委員会の経過が報告された後、労使双方の見解を付した上で公益委員見 解を提示する旨の答申とすることが全会一致で決定され、厚生労働大臣に対し答申が 行われた。

厚生労働大臣 坂口 力 殿

中央最低賃金審議会 会長 渡辺 章

平成15年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

平成 15 年 5 月 14 日に諮問のあった平成 15 年度地域別最低賃金額改定の目安について、 下記のとおり答申する。

記

- 1 平成15年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会に おいて、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮され ることを強く期待するものである。

平成 15 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成15年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、各ランクとも0円とする。
- 2(1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成12年12月15日に中央最低 賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員 協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保 できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議 に際し、上記資料を活用されることを希望する。

(2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 15 年 7 月 17 日

1 はじめに

平成 15 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、 目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な論議が展開されるなど、十分 審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現下の経済情勢についてマクロ的には企業業績を含め改善の兆しもあるものの、中小・零細企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、雇用の不安定化と所得減が進んでいるとし、こうした環境の中で、景気・雇用対策の強化はもちろん、賃金構造に直接影響を及ぼす最低賃金制度の役割が重要であると主張した。

現在の地域別最低賃金の額については、法定労働時間の上限まで労働したとしても全国加重平均で月額 115,500 円程度の水準でしかなく、女性パートタイム賃金の平均時給891 円や高卒女性初任給の平均額 148,700 円、さらには連合で試算した単身労働者の必要最低生活費を賄うに必要な月例収入 148,000 円と比較しても、最低賃金の水準が著しく低位にあることを指摘した。

また、賃金改定状況調査結果の第4表には、労働者構成の変化によって平均賃金が低下することが含まれる点を指摘した上で、第2表に示されている事業所の平均賃金改定率も考慮すべきと主張し、加えて、日本の法定最低賃金の影響率が先進諸外国と比較して極端に低い点についても言及し、最低賃金水準の改善が必要であるという考え方を表明した。

さらに、国民家計所得や勤労者可処分所得が引き続き減少していることが、個人消費 の冷え込みの大きな要因となっていることにふれ、デフレ克服に向けても、低賃金層の 生活の下支えと底上げに向けた最低賃金の引上げが必要であると主張した。

最低賃金の水準を改善することは、消費マインドを刺激し、日本経済を本格的な回復 基調にのせる一助となり、加えて、賃金低下に歯止めをかけ、勤労者の生活の底割れを 防ぐという最低賃金のセーフティネットとしての機能を果たすことになる。そのため、 今年度の目安については、社会的に影響力のある水準への「目に見える」改善に繋がる 決定をするべきであると最後まで強く主張した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、現下の経済状況は昨年より悪化しており、足下の不安定さが増している認識であると表明した。名目GDPは平成13年以降マイナスであり、企業の倒産件数も高い水準にある。雇用面では、完全失業率が5%半ばで高止まりし、有効求人倍率も厳しい状況である。消費者物価も平成11年以降マイナスで、賃金が上がっていなくても実賃賃金は高くなっている状況であると主張した。

また、企業の景況判断は、特に中小企業について、厳しい状況が続いており、日銀短

観においても、中小企業は先行き不安で不透明な状況であるとともに、中小企業はグローバル化やデフレ傾向の中、長期にわたる熾烈な競争で疲弊しきっており、国内産業の空洞化も深刻化している。このような状況が好転する見通しはなく、構造改革や不良債権処理が進展すると短期的には更に悪化する可能性があり、極めて厳しい状況にあると主張した。

さらに、賃金決定状況について、中小企業の賃上げ状況は日本経団連の中間集計において、史上最低であった昨年の結果とほぼ横ばいで推移しており、初任給の調査においても大手企業については2年連続凍結であり、また、賃金一般の動向として、昨年の人事院勧告において引下げ勧告が出されていることなどを重く受け止める必要があると主張した。

加えて、これまで目安審議で最も重要な指標として使われてきた賃金改定状況調査結果は、今年、第1表において凍結事業所割合が60%近くとなり、製造業では70%近くになるとともに、引き下げ事業所割合が増加している。また、第4表の賃金上昇率がマイナスとなっており、従来から目安を第4表のみで決めるべきものではないと主張し続けてきたところではあるものの、この数字をかなり重く受け止めるべきであると主張した。

以上のことを総合的に判断し、企業の存続と雇用の維持を最重要課題として、今年の 目安については、据置きに留まらず引下げの目安を示すべき時期に来ていると最後まで 強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、賃金改定 状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定するというこれまでの考え方を基本 としつつ、極めて厳しい経済状況における小規模企業の経営実態等の配慮及びそこに働 く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表われた諸般の事情を総合的に 勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめ、本小委員会としては、これ を公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容と なっているとし、不満の意を表明した。